

部分払に関する特約条項

(総 則)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、製造請負契約若しくは役務請負契約にかかる既済部分に対し、代価の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の限度額)

第2条 前条の規定により、甲が乙に支払う金額（以下「部分払金額」という。）は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 既済部分にかかる契約金額が確定で当該既済部分が不可分の場合は、既済部分にかかる契約金額の10分の9以内
- (2) 既済部分にかかる契約金額が概算で当該既済部分が可分の場合は、既済部分に相当する契約金額の10分の9以内
- (3) 既済部分にかかる契約金額が概算で当該既済部分が不可分の場合は、既済部分に相当する契約金額の10分の8以内

(差額の支払い及び過払金の返納)

第3条 契約金額が確定した場合において、前条第2号又は第3号の規定による支払金額が確定契約金額に満たないときは、甲はその差額を乙に支払うものとし、支払金額が確定契約金額を超えるときは、乙はその差額を甲の指定する返納期限までに返納しなければならない。

(過払額に対する利息の加算)

第4条 乙は、返納告知書により指定された返納期限までに前条の規定による差額を甲に返納しないときは、その期限の終了した日の翌日から返納するまでの日数に応じ年5.0%の利率を乗じて計算した遅延利息を付して甲に返納しなければならない。

(所有権の移転及び損害の負担)

第5条 甲が乙に部分払金額を支払った場合は、当該支払いにかかる既済部分の所有権は甲が乙に当該部分払金額を支払ったときをもって甲に移転するものとする。

2. 前項の規定により所有権の移転した既済部分が不可分の場合における損害の負担の時期は、契約物品の全部について製造又は役務が完了し、その引渡しが行われるときまで延長するものとする。